

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第4号、乙官発第6号
乙生発第7号、乙刑発第4号
乙交発第4号、乙サ発第4号
令和4年4月1日
警察庁次長

災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について(依命通達)
東日本大震災(以下「震災」という。)以降、全国警察においては、震災及びその後の災害から得られた数々の教訓を踏まえて災害対策の見直しに取り組んできたが、引き続き、激甚化・頻発化している豪雨、発生が切迫しているとされる首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震のほか、火山噴火をはじめとする多様な災害に備える必要がある。

こうした中、各位にあつては、いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、引き続き、災害対策について従前の取組内容を不断に見直すなどしつつ、平素の業務において災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進することとされたい。

なお、「災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について(依命通達)」(平成29年1月20日付け警察庁乙備発第1号ほか)は、廃止する。

命により通達する。